

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、令和元年 7 月 2 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和 4 年 3 月 9 日付けで山形県知事から通知があった。

令和 4 年 3 月 29 日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課 (対象施設等)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
中小企業振興課 (山形県産業創造支援センター)	(防火・防災計画に基づく確実な訓練の実施について) 指定管理者は、県との包括協定書に基づき「防火・防災計画書」を整備しているが、平成 29 年度は、指定管理業務の対象施設において計画に基づく訓練を実施していない。県は、今後、指定管理業務の対象施設に関する具体的な訓練計画を定め、確実に実施するよう指導する必要がある。	指定管理者に対して、訓練計画を定めるとともに、計画に基づき訓練を実施するよう指導した。指定管理者は、令和 3 年 10 月に訓練計画に基づく防災訓練を実施した。
空港港湾課 (山形県ふるさと交流広場)	(県有備品の管理の徹底について) 現地調査時に県有備品の現品確認を実施したところ、保管場所が明らかでないものや、県の備品標示票の添付がないものが存在した。 県は、現物を確認した県有備品については、備品標示票を添付するなど指定管理者所有の財産と明確に区分管理するとともに、指定管理者に対して、保管場所を明確にし、適切に保管するよう指導する必要がある。	令和 2 年度末をもって、施設を廃止した。
空港港湾課 (山形県ふるさと交流広場)	(不要資産の処分について) 現地調査時に、使用されていないサッカーゴール等の劣化した資産が存在した。このような資産は使用者等に対して思わぬ損害を与える危険性も存在する。	令和 2 年度末をもって、施設を廃止しており、外部から立入りができないようにしている。不要資産については、令和 4 年度に廃棄予定である。

	<p>県は、再利用の余地を検討した上で、再利用しないのであれば、早期に処分する必要がある。</p>	
<p>空港港湾課 (第1及び第2 酒田プレジャー ボートスポット)</p>	<p>(情報公開に関する県の指導について) 指定管理者が包括協定書で定めることとされている施設の管理業務に関する情報の公開に関する規程を作成していない場合、県は、包括協定書第23条第2項に基づき、規程の作成について指導する必要がある。具体的には、指定管理者に対してひな形を提示し、管理業務の実態に即した形に修正するなどの指導を検討されたい。</p>	<p>指定管理者に対し、指定管理者の情報公開モデル要綱等を説明した上で、規程のひな形を提示した。 指定管理者は、令和3年3月下旬の理事会に規程の案を諮った上で、令和3年4月から当該規程を施行した。</p>